

個人的な「原発事故」体験

弁護士法人けやき法律事務所（福島県郡山市）

弁護士 渡 邊 純

0 簡単な自己紹介

1 「悪夢」が現実になった一週間

・結婚したころの妻との会話

「福島原発でチェルノブイリみたいな事故が起こったらどうしよう？」

「でもさ、そんな事故がもし起こったら、県内はおろか、日本中どこにも逃げ場所はないんじゃない？」

→「3・11」以来の一週間で、その悪夢が現実となった。

・大震災後の行動

家族の安否確認、帰宅し自宅が住める状況か確認。

家でテレビにかじりつき、情報収集。その日の夜、原子力緊急事態宣言が発令。

原発事故のニュースを追いながら、事務所・自宅の片付け、食料や飲料水の確保に追われる一週間で過ごす。放射性物質の大量放出があった3月15日ころも、水の配給のため、外で行列に並んでいた。

その後、中通りでも、各地の環境放射線測定値が急上昇。福島市では一時、20mSv/hを超える。郡山市では、それほどでもないと思っていたが、4月はじめころ、測定条件が違っていた（他の場所では、地表1メートルくらいで測定していたが、郡山市では合同庁舎の3階ベランダで測っていた）ことがわかり、同条件で測定するようにしたら、福島市と同じくらいのレベルになった。

2 「避難」「疎開」をめぐる

・3月末ころ、わが家では

やっぱり心配なので、娘（小学6年生）だけでも親戚宅に逃がそうと妻と相談、娘を説得。

娘はいったん説得に応じたが「やっぱり行かない」

→あとで、自分は「親のエゴのために、娘を犠牲にした」のかと思う（と同時に、ほっとする自分もいた）。

・家庭で、地域で、学校で…「ぎりぎりの選択」

→避難した家庭も、避難しなかった家庭も、それぞれの事情がある。避難した家庭では避難せざるを得なかったのであり、避難しなかった家庭でも、とどまることを余儀なくされた（政府の避難指示等以外の地域で、家族そろっての避難は、よくよくの条件がなければ無理。一律に決められる問題ではない）。

・郡山市立橋小学校の「新ヤシマ作戦」

橋小学校では、校庭の放射線が 3.8mSv/h を超えていた。校庭は 2 度にわたり表土を除去する工事が行われ（郡山市独自の事業として。その後、国が費用負担することに）、校庭の放射線レベルは下がった（ただし、土の持って行き場がない）。ところが、中庭までは予算が付かず、中庭に面した教室の線量が高いことが問題に。

そこで、先生が一計を案じ、2ℓペットボトルを父兄教員総出で集め、一杯に水を入れて窓際に並べたところ、水が放射線を遮断し、教室内の線量が半分以下に。これを「新ヤシマ作戦」と名付けた。

→避難できない状況でも被曝を最小限にするために、工夫と努力をする（それも楽しみながら）姿勢が大事なことを教えられた。

3 浜通りの被災実態調査から

・自由法曹団福島支部として、相馬・南相馬の実態調査（4月18日）。

・津波被災のひどさに息をのむ。浜辺から 4 km 離れた陸地までがれきの山。大型漁船が陸に打ち上げられ、道路脇のガードレールに引っかかって止まっている、田んぼの中に小型漁船が… etc。

・それ以上に深刻だと感じたのが、事故被害に苦しむ市民たち。津波で道路が寸断されたり、市役所職員も被災し、生活支援機能がストップ。その中で原発事故が起こった。南相馬市原町区（大部分が旧屋内退避区域）では、屋内退避区域に指定された後、家の外に出歩く人もほとんどなくなり、多くの人が恐怖から一時避難したが、他に生活の場がなく、原町に戻った。しかし、店もやっていない、新聞や郵便配達もストップ。一時は携帯電話もかかりにくくなったという状況の中、まったく情報や物資が届かなくなり（一部は風評によるもの）、生活に支障がでた。働こうにも、職場がない（注。調査時点では、東京電力による仮払いもまだ始まっていなかった）。みな、口々に「このままでは生殺し」「生き地獄」と声をそろえていた。警戒区域以外でも、地域の生活基盤そのものが、根本から破壊された。南相馬市は、平成の大合併によって誕生したが、旧市町の区域と、避難指示区域（旧小高町）、屋内退避区域（旧原町市）、それ以外（旧鹿島町）の区割りが重なる。そのため、誰もいない小高、復興を進めたい鹿島、住民がどうしたらいいかわからず右往左往する原町…というように、地域での温度差が表面化し、住民のいざこざも絶えなくなった。住民は、原発事故がいつ収束するか目途がつかない中、生活再建そのものに見通しが立たない状況が続いている。

→原発事故の本質は、地域住民の生活基盤そのものの破壊であり、その破壊は、広範な地域にわたって起こっている。大事なことは、それが放射性物質という目に見えないものにより引き起こされていること。頭の上から降ってくる放射性物質は目に見えないし、低線量被曝の健康影響については、まだ科学的に十分解明されていない。そのことが、住民に不安を与え、住民間の温度差とトラブルを招いている（住民の不安は、警戒区域などの線引きとは全く関係がない）。

4 いま、考えていること－安心して住み続けられる地域を取り戻すために

- ・原子力損害賠償法による損害賠償が進められつつある。しかし、お金をもらっても、有効な救済にはならない。住民の基本的要求は「安心して住み続けられる地域を返してほしい」「ふるさとを元どおりにしてほしい」ということ。

- ・原発事故は、公害問題である。

突然、原発で事故があり、頭の上から大量の放射性物質（有害物質）が降ってきた。土も、水も、空気も無残に汚染された。安全で、安心して住める環境そのものが一瞬にして破壊された。これは、まさしく公害問題。公害問題として考えれば、賠償はもちろんだが、原因物質の除去（地域の除染）、長期間にわたる健康管理など、住民の基本要求を実現するための手段を講じることを求めることができるはず。

- ・原発事故は人災である。

原発自身、人が作ったもの。それだけでなく、事業者や国は、これまで「万全の安全対策を講じているから、チェルノブイリのような事故は起こらない」と安全神話を振りまき、その一方では、冷却剤喪失の過酷事故が起これば、炉心溶融が確実に起こることを認識しながら、十分な対策を怠ってきた。そういう意味では、地域の除染や住民の健康管理などの対策は、東電や国が責任をもって進めるべき。自治体任せにすべきではない。

5 原発をなくすこと

- ・個人的には、鉄腕アトムで育った世代でもあり、原子力の平和利用の可能性は否定しない。

・しかし、少なくとも、現在の軽水炉は、冷却材喪失事故が起き、遅くとも半日以内に冷却機能が回復しなければ、炉心溶融がほぼ確実に起こることは、多くの専門家の共通意見。それが現実に起こったのが、今回の事故であり、原発が、安全でも、クリーンでも、安上がりでもないことを証明した。また、使用済み核燃料の最終処分の技術すら確立されていない。その中で、原発をこのまま稼働させることは、国民の安全を危険にさらし、第二第三の「フクシマ」を作り出すことになる。

- ・原発に依存しないエネルギー政策の推進を進め、現在の原発はすべて廃炉にすべき。

以上